令和６年度　包括外部監査の結果に基づく取組状況

（令和８年３月３１日現在）

大津市のデジタル化推進に係る事務事業の現状と課題について

１　ＤＸ戦略の全般的検討

⑵　事業における指標の設定【指摘事項】（本報告書 58 頁、148 頁）
ＤＸ戦略においては、各部局にわたる 81 の事業をＤＸ戦略事業と位置付け、デジタル推進監の名の下、ＤＸ戦略本部より各事業に対し令和 10 年までの 5 年間に達成すべき各年度の「指標」の設定を要求している。 しかし、これら事業に係る指標について検討したところ、指標自体を設定していない事業が 16 事業、また形式的基準により「不十分」ではないかと推察される事業が 19 事業あった（「不十分」については本文を参照されたい）。 本部からの通知文に背き「指標」を設定していない事業については、当該通知文の指示に従い、「指標設定・評価シート」に「記載要領」どおり適正に指標を設定しなければならない。また監査人の判断により「不十分」と推察された事業及び特に言及していないその他の事業についても、再度指標を検討し、不適切・不適当と自ら判断した場合は、指標の再設定を求めるものである。 またＤＸ戦略本部においては、ＤＸ戦略の推進において特に重要と思われる各部局の「指標設定」の状況について、より能動的に調査し、ＤＸ推進室との良好なコミュニケーションのもと、指標設定がされていない、又は指標が不適切と思われるについて、厳しく対応するなど、指導的役割を果たして頂きたいと願う。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 監査結果を踏まえ、令和７年４月に「指標設定基準」を定め、同基準に基づき、各事業を所管する所属が指標を設定しています。指標が不十分な事業については、各事業を所管する所属と協議し、より良い指標の設定を図っております。 また、各事業の指標については、副市長を本部長、各部局長を本部員とするＤＸ戦略本部員会議において確認し、必要に応じて指標の見直しや各事業を所管する所属への再検討の指示を行うものとしています。 （ＤＸ推進室）
⑷　ＤＸ戦略に係る契約【意見】（本報告書 59 頁、149 頁）
ＤＸ戦略に係る契約を、金額を基準に 7 件抽出し検討した結果、7 例のうち 6 契約に関しては、応募・応札が１社のみという状況であった。 当該契約は「大津市契約規則」及び「大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」並びに「地方自治法」及び「地方自治法施行令」の定めに従い締結されており、合規性については特に問題はない。 検討した契約はシステムやアプリに関連するもので、随意契約のように複数社による競争にならない場合が多いことは理解できる。 しかし、地方公共団体の契約は、複数社による競争環境の下で実施されることが望ましいこ

とは間違いない。
例に挙げた契約のように1社による応募・応札の場合、それでも契約の適正性が保たれているかの審査が重要となる。
重要な契約で、随意契約のように競争環境の確保が困難な場合は、他の専門部署等による審査が積極的に行われることが望ましいが、大津市にはそのような制度が無いので、現状では各部局での審査が最後の砦となる。
各所属部局の審査会における厳正な審査が行われることを期待したい。

講じた措置の内容
【取組中】
各部局の契約審査委員会は、部局内の各所属が所管する委託契約等の締結に関する事務（契約締結の方法、指名競争入札での指名業者選定、随意契約での相手方選定など）が適正であるか厳正に審査することを目的として設置されています。
複数社による競争環境確保のためには、事前に各所属にて募集案件における参入障壁の有無等を十分に調査・分析した上で募集することが必要です。
また、各部局の契約審査委員会においては、１社による応募・応札での契約締結の場合に、各所属が競争環境の確保について様々な検討を重ねた上での適正な契約締結であるか、といった観点でも審査を行うことが不可欠です。
これまでから、契約検査課においては、適正な契約事務の推進に向けて研修や情報提供等に努めてきたところであり、引き続き、監査の意見を踏まえつつ、各所属での募集前の調査や各部局の契約審査委員会における審査が厳正かつ適確に行われるよう、契約検査課として各所属や各部局の契約審査委員会に対し、情報提供や相談対応を行う等のサポートを実施してまいります。

（契約検査課）

2　ＤＸ戦略事業の個別検討

⑴　民生委員児童委員活動のICT化の実証運用【指摘事項】（本報告書150頁）

当該事業は、民生委員児童委員に対して、市民からの相談等についての情報を分かり易く提供するとともに、オンラインでの会議や研修動画の視聴など、活動の負担軽減を行うことを目的に実施されている。36地区民生委員児童委員協議会にタブレットを各1台ずつ貸与し、その使用回数を指標として、その活用頻度や効果などを検証することとしている。
令和6年1月から同年9月（報告書作成時点）までのタブレット使用回数の状況を見てみると、全36地区で、1回も使用していない地区が6地区ある。また、平均して月1回の使用を下回る地区が33地区ある。
この状況から判断すると、当該事業はその目的を十分に達成しているとは言い難い。
「貸与1年を経過後に事業を検証する」となっているので、しっかりと検証していただきたい。もし現状の方法が不十分と判断されれば、タブレットを一旦回収し、他の有用な活用方法に変更するなどの検討も必要であろう。
なお現在、各地区の使用回数の把握方法については自己申請としているが、他の客観的な方法での検証も必要かと考える。

講じた措置の内容

【取組中】

コロナ禍においては対面による会議や研修の実施が困難であったことから、民生委員児童委員活動の負担軽減につなげるため、タブレットを導入しました。しかし、民生委員児童委員には高齢者が多い中、オンラインで情報交換を行うよりも対面で行うことを利点に感じられる地区も多く、タブレットを充分に活用できている地区が少ない状況であったため、民生委員児童委員の一斉改選を終えた令和７年１２月に、活用が少ない地区からのタブレット回収と他地区での活用を提案したものの、どの地区からも返却希望はありませんでした。

タブレットの有効活用を図るため、新たに令和８年１月より、大津市社会福祉協議会のホームページ内に大津市民児協連の会員ページを作成し、毎月の会長会資料やお仕事マニュアル等を掲載するなどの取組を開始するとともに、更なる活用に向けて、各地区の利用状況を把握するため実施した各地区からのアンケート結果を踏まえ、希望するアプリ等をダウンロードできるよう改善を行いました。

なお、各地区の使用回数の把握方法については、地区における活用の意識付けという観点で自己申請も継続していますが、客観的な手法として Wi-Fi ルーターの利用日数を把握するように努めております。

こうした取組により、Wi-Fi ルーターの年間利用日数としては、令和６年度は延べ６８６日に対して、令和７年度は１，００７日と、前年度に比べて３２１日の増加となりました。

引き続き、民生委員児童委員活動の負担軽減に向け、タブレットを有効に活用いただくための取組を進めてまいります。

（福祉政策課）

⑵　中学校におけるデジタル教科書の導入【指摘事項】（本報告書 151 頁）

当該事業は、中学校に指導者用デジタル教科書を導入し ICT を活用した授業を行うことにより、自立的・対話的で深い学びの充実を図ることを目的としている。

しかし、学校 ICT 支援室は当該事業について、令和 10 年度までのＤＸ戦略の計画期間における指標を設定していない。

指標の設定の検討において学力の向上を想定していたが、学力はデジタル教科書以外の要因が複数関連することから、指標設定は困難と判断したのがその理由である。

学校 ICT 支援室は、当該事業についてＤＸ戦略の事業として「廃止する」としているが、教育委員会として当該事業（デジタル教科書の使用）を継続するなら、その本来事業の指標をＤＸ戦略事業の指標として設定してはどうか。

例えば、文科省が公表している事例などを参考に、大津市の生徒や関係者にアンケートをとり、その結果から導き出す数値を指標とする方法も考えられる。

教育委員会及び学校 ICT 支援室において再検討し、指標を設定すべきと考える。

講じた措置の内容

【その他（見解相違）】

デジタル教科書は、ICT を活用した授業を行うことにより、自立的・対話的で深い学びの充実を図ることを目的として、全国的に導入を進めているものであり、本市においても学校教育の充実の観点から標準的に整備すべきものと考えています。

そうした点からすると、必要な教育インフラであるデジタル教科書を導入すること自体が

この事業の大きな目的であるといえ、整備済みである現状から DX 戦略事業としては完了したものと考えており、再検討した結果として、指標の設定は行わないこととしました。

（学校ＩＣＴ支援室）

⑶　学習保障にかかるオンライン教材【指摘事項】（本報告書 151 頁）

当該事業は、児童生徒が自分の理解状況や学習進捗に応じて利用できるオンライン教材（小学校１年生から中学校３年生までの９学年５教科プラス中学実技教科の教材を収録）を活用し、個別最適な学びの充実を図ることを目的として実施している。

①　契約について

当該事業において、大津市（学校 ICT 支援室）は、当該事業のシステム提供者 A 社との契約の際、予定価格の設定に係る積算を実施せず、参考として取り寄せた A 社の見積額をそのまま予定価格としている。入札が当該参考資料を提示した業者のみであったため、数年にわたり予定価格と応札価格が同一で、当該業者にとっては事前に予定価格を開示されているのと同じような状態となっている。

当該契約は一般競争入札であるので、事前に広く入札を伝えるなど 1 社のみの応札とならないよう工夫すべきである。また、1 社のみの場合でも、大津市が独自の積算を行い、提示された参考見積と予定価格が同額とならないようにする必要がある。

また、適正に予定価格を積算することによって、予定価格が上昇した場合も大津市民に合理的な説明が可能となる。現状では上昇したことを合理的に説明する資料が存在しない。

なお、学校 ICT 支援室からは「今後は、同じオンライン教材を利用するのか、他のオンライン教材の利用も検討するのか、また、データ利活用や習熟の観点から長期継続契約を前提とすることで減額ができないかなどを検討する」との説明を受けた。

②　指標の設定について

当該事業にはＤＸ戦略事業としての指標が設定されていない。

その理由について ICT 支援室は、指標として学力の向上を想定しているが、学力は複数の要因が関連することから、現状、指標設定が出来ていないという説明であった。

当該事業におけるオンライン教材は、教科書など複数ある教材の一つであり、他の教材とバランスをとって利用することが望ましく、単純に右肩上がりに利用回数（ダウンロード数）が増えることが良いとも言えない。

しかし、相当な額を投資しているにもかかわらず、それによる成果を測定・評価する指標が設定されない事業があることには違和感がある。

指標を「学力の向上」に固執すると難しくなると思われるので、例えば、アンケートなどにより学習意欲が向上した生徒の割合など、教育委員会内やＤＸ推進室とも相談し、適当と思われる指標を設定すべきと考える。

①契約について

講じた措置の内容

【その他（現状維持）】

オンライン教材は既存サービスの利用であり、作業工程を把握できないことから独自の積算は困難だと判断しております。なお、令和８年度からは長期継続契約を行うこととし、サービス利用料の減額を図ることとしました。

（学校ＩＣＴ支援室）

②指標の設定について

講じた措置の内容

【措置・改善済】

アクセス数の維持を指標として設定しました。当該アクセス数の推移についてはオンライン教材の見直しの判断材料として活用してまいります。

（学校ＩＣＴ支援室）

⑷　オンライン学習の通信環境の整備支援【意見】（本報告書 153 頁）

当該事業は、子どもたちの学習保障のため、オンライン学習のための通信環境の整備に対する支援を行うものである。

過年度、及び当年度の途中での交付件数・金額の推移は事業開始当初の令和 2 年度に比べ大幅に減少（令和 6 年度は報告書作成時現在 0 件）しており、各家庭の通信環境の整備はほぼ完了しているものと考えられる。したがって当該事業に対する需要も少なく、事業は廃止する方向で検討すべきと考える。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

当該事業について、令和６年度最終実績は９件で、令和７年度の最終実績は１１件と同程度であることから、当該事業の目的は達成していると判断し、令和７年度をもって事業を廃止することとしました。

（学校ＩＣＴ支援室）

⑸　保育業務支援システム、午睡センサー【指摘事項】（本報告書 153 頁）

当該事業は、手書きや電卓計算で作成している保育業務に関する園日誌などの各種書面を電子化することで事務効率と正確性を向上させるとともに、カード利用による園児の出退記録、さらに、園だより、一斉メールの配信などの保護者との連絡についても電子化する。また、センサーによって子どもたち一人ひとりの睡眠中の姿勢や呼吸を管理すると同時に自動で記録もとれる午睡センサーを活用することで、保育施設の安全対策と業務改善を可能とする、というものである。

この事業は、職員の事務負担の軽減、保育の質を向上させるために職員同士がコミュニケーションできる時間をつくる、紙（用紙）・印刷の削減、そして、保護者への迅速な情報の伝達を目的としている。

ＤＸ戦略で、本事業の進捗管理指標を「システムを園に導入した率」として、下記のように指標を設定している。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
システムを園に導入した率	100%	100%	100%	100%	100%

しかし、令和元年度から令和 5 年度までを計画期間とした DI 戦略」で上記指標は達成されており、ＤＸ戦略の目標にするというのは適切でない。

ＤＸ戦略の目的はデジタル化そのものではなく、それをすることによって達成される市民サ

ービスの向上や職員の業務の効率化であるとされている。
当該事業は、ＤＸ戦略期間において、毎期 7,355 千円の導入したシステムの維持管理費、継続活用投資が予定されており、それに見合うような評価指標を設定すべきと考える。
指標としては「職員の時間外勤務の削減」又は「コピー経費の削減」でもいいと思うので、令和 7 年度から設定できるよう、これらの具体的な数値を検討されたい。

講じた措置の内容
【措置・改善済】
ＤＸ戦略室が新たに策定した指標設定基準では「インフラや新たな手段・サービスとして導入もしくは整備することが目的である事業において、その整備が完了し、かつ定着度が高く、効果が十分に表れている事業については、指標の設定は任意とする。」という規定が設けられ、当該事業がこの規定に該当することから、指標の設定は行わないこととし、従来の指標である「システムを園に導入した率」については整備率 100％を達成しているため、指標を削除することとしました。

（幼保支援課）

⑹　幼稚園業務支援システム【指摘事項】（本報告書 154 頁）

当該事業は、手書きや電卓計算で作成している幼稚園業務に関する園日誌などの各種書面を電子化することで、事務効率と正確性を向上させる、というものである。
この事業は、職員の事務負担の軽減、保育の質を向上させるために職員同士がコミュニケーションできる時間をつくる、紙（用紙）・印刷の削減、そして、保護者への迅速な情報の伝達を目的としている。
ＤＸ戦略の指標は、「システムを園に導入した率」としていて、計画期間の目標値を 100%としているが、これはすでに DI 戦略期間（令和 5 年度まで）において既に達成されているもので不適切である。
ＤＸ戦略期間においても当該事業について、引続き毎期 3,789 千円のシステムの保守に関する予算が予定されているので、これに見合う必要はないが、現在検討されている「コピー経費の削減」をＤＸ戦略の指標に設定すべきである。

講じた措置の内容
【措置・改善済】
ＤＸ戦略室が新たに策定した指標設定基準では「インフラや新たな手段・サービスとして導入もしくは整備することが目的である事業において、その整備が完了し、かつ定着度が高く、効果が十分に表れている事業については、指標の設定は任意とする。」という規定が設けられ、当該事業がこの規定に該当することから、指標の設定は行わないこととし、従来の指標である「システムを園に導入した率」については整備率 100％を達成しているため、指標を削除することとしました。

（幼保支援課）

⑻　スポーツデータリテラシー向上プロジェクト【意見】（本報告書 155 頁）

本事業は、GPS 測定器を用いた運動能力の測定及び対面でのトレーニングとオンライントレーニングを通して、小学生が新たな視点でスポーツを楽しむ機会を創ることを目的に実施している。本市では小学生の体力測定結果が男女ともに全国平均以下であり、運動能力低下が課題

であることから、ICT を活用し、従来とは異なる視点で体育の授業を行うことで、子どもたちの運動意欲や能力を高めるとともに、データリテラシーの向上にも寄与することを期待し取り組んでいる。

しかしながら、スポーツ課に現状の取組について質問したところ、指標となった運動意欲の向上について、目標値が 40%になったその背景が明らかにされておらず、指標のアンケート結果を把握することで何を変えていくのかも明確になっていない。指標について再検討されたい。

事業の目的を意識し、アンケート結果を把握することで何を変えていくのか明確にしたうえで、事業の効果を検証されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

本事業は、児童一人一人が自分自身の運動データを活用することで、普段の体育の授業では得られない経験を通じて運動意欲を高めることを目的としており、事業終了後のアンケート結果等を参考に、次年度以降のプログラム改善を行っているものです。

従来の指標である「プロジェクトに参加した市内公立小学校児童のうち、運動意欲が向上した児童の割合」については、児童の発達段階が様々で周囲の意見や雰囲気に影響されやすい側面もあり、プログラム改善を行っていく上での評価の信頼性に課題があることから、指標の見直しを行いました。

見直し後の指標については、令和７年度の実績から、事業前後の運動意欲を客観的に評価できるクラス担任へのアンケート結果に基づき、「プロジェクトが運動の実施に寄与すると回答したクラスの割合」を新たな指標としております。また、毎年度５校若しくは 10 クラス程度の参加を想定する中で、参加校のクラス担任から８割以上の肯定的な評価を得られる事業内容を目指し、目標値を 80%に設定しております。

今後は、当該指標による検証結果に基づき、教育委員会と協議しながら、より児童の運動意欲向上に資するプログラムとなるよう改善に取り組んでまいります。

（スポーツ課）

⑼　ウェアラブルデバイスの導入【意見】（本報告書 156 頁）

本事業は、ウェアラブルカメラと公用スマホを連携した、映像通話システムにより、平時には、工事現場等の状況把握のために、また災害時や事故発生時には、リアルタイムに現地状況の把握及び記録を行い、情報共有の迅速化を図ることを目的にしている。

しかしながら、過年度での活用状況を検証したところ、デジタル推進室から「利用件数が伸び悩んでいる状況で、更なる投資効果が得られるように利用促進への取組を進めていく。」との回答を得ているものの、具体的な取組には言及されていない。

また、事業進捗の管理を行うための指標については「映像通話システム発信件数」としているが、デジタル化により課題解決を図る場合、映像通話システム導入前の現場確認件数などを母集団として、毎年の取組でどの程度効率化されているのかを把握することが重要になると考える。

今後は、当該システムの利用により、効率化された部分（業務など）を把握し、どのような効果があるのかを検証し明らかにするとともに、それに見合った指標を設定する必要があると

考える。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

映像通話システム利用促進への具体的な取組としては、令和８年４月から活用範囲を緊急保安に係る修繕業務へ広げることとしました。現場の状況把握と情報共有の迅速化による、円滑な修繕業務体制の構築に取り組んでいます。なお、令和７年度の総合防災訓練において、本映像通話システムが災害時や事故発生時において誰でも利用できることを確認しています。

事業進捗の管理を行うための指標については、当該システムの利用による効率化を把握するため、竣工検査業務のリモート化により削減された平均移動距離を指標としました。

【指標】

平均移動距離削減目標値　　年間 1,000km（令和６年度）
1,200km（令和７年度）

※竣工検査業務のリモート化による効率化を定量的に評価するため、現場への往復に要する負担を移動距離として算出し、効果測定を実施する。

【実績値】

平均移動距離削減値　　年間 1,086km（令和６年度）
3,133km（令和７年度）

（デジタル推進室）

⑽　衛生関係総合管理システムのクラウド化【指摘事項】（本報告書 156 頁）

本事業はシステム機器及びソフトウェアの老朽化に伴い、新たに WEB アプリケーション型のシステムを導入することで情報セキュリティの強化、現場においてタブレット端末を使用することで業務の効率化につながることを期待している。事業の指標としては「監視指導実施日におけるタブレット端末稼働率を 100％とすること」と設定している。１日当たりの平均検査件数は 10 件であり、10 件のうち１件でも利用すると監視指導実施日におけるタブレット端末稼働率 100％の達成が可能となる。タブレット端末の活用により事務処理時間等の削減も見込んでおり、その効果を図る点においてタブレット端末の利用を促進する指標が望まれる。現状の指標は達成が容易で導入の効果を図るのには適切とは考えられない。

ＤＸ戦略は、その指標としてデジタル化そのもの（システム導入やアプリの使用、デジタル機器の使用など）を指標とするのではなく、デジタル化による効果（住民サービスの向上、業務の効率化、経費の削減など）を検討し指標とすることを推奨している。本事業により事務処理時間の削減が見込まれるのなら、その数値を検討し指標とすべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

監査結果を踏まえ、指標を「検査、監視指導時における現地用タブレット端末の活用率」に改めました。

なお、当該タブレット端末については、令和７年度中に購入を完了し、検査、監視指導時における現場での台帳情報閲覧、検査結果等の入力に活用することにより、施設台帳等の印刷物の削減及び事務処理時間の削減に繋げることができました。

年度途中で想定外のネットワーク接続不良が発生し、メンテナンス対応等も生じましたが、引き続き活用率100%の目標に向けて活用を推進してまいります。

（衛生課）

⑾　市税のキャッシュレス決済の推進【意見】（本報告書157頁）

大津市役所では新たな決済サービスを導入し、キャッシュレス決済の多様化を図ってきた。キャッシュレス納付比率目標は令和10年までに27.7%と設定している。一方で日本政府は、キャッシュレス決済比率を令和7年度までに4割程度にするという目標を定めている。国税の納付についても、令和3年度でキャッシュレス納付割合が32.2%となっており、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいる。政府が目標としているキャッシュレス決済比率や国税のキャッシュレス納付割合目標と比較すると大津市役所の目標は低い設定となっている。今後更なるキャッシュレス決済のニーズが高まると考えられるため、政府や国税の納付割合が目標としている水準の指標目標を検討されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

市税のキャッシュレス決済比率については、令和6年度実績が29.94%であったため、今後の目標値を改め、令和10年度目標値を34.0%に改めました。

（収納課）

⑿　けんしんネット予約システム【意見】（本報告書157頁）

本事業はスマートフォンやパソコンから、乳幼児健診や母子保健事業、栄養事業等のネット予約申込を可能とすることを目的としている。現在は乳がん検診についてはネット申込と電話申込での予約が可能である。電話予約申込の場合は予約開始日に電話が混雑するため市民の利便性が下がり、職員の業務も電話対応に集中してしまう問題点を抱えている。その中で、乳がん検診の指標が「ネット予約による検診申し込み件数/ネット予約枠数」と設定されているのは、ネット予約の枠数の設定・運用等が適切であることを評価するためである。本事業の目的はネット予約申込数を増やすことによる市民サービスの向上及び担当職員の業務の効率化を図ることである。

ネット予約枠数の設定・運用の適正度を測る意味はどこにあるのか不明である。単純に、全予約件数のうちネット予約件数の割合を指標とした方が分かりやすくていいのではないかと考える。

ＤＸ推進という観点からもネット予約申込の割合を図る指標が望ましいと考える。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

監査の意見を踏まえ、令和7年度から評価指標を「全体予約数に対するネット予約の割合」としました。24時間受付可能なネット予約を推進する一方で、利用環境が無い方など、電話予約のニーズも一定割合あることから、現状の値（Ｒ6実績38.6%）を踏まえ、目標値を50%以上に設定しております。

（母子保健課、健康推進課）

⒀　徴収事務における税務情報の分析【指摘事項】（本報告書158頁）

本事業は BI ツールを滞納整理業務に活用することを目的としている。本事業による結果は『電話自動催告システムの導入』及び『預貯金等照会システムの導入』の 2 つの事業に活用し、各事業の指標により評価を行うため単独の指標設定が行われていない。ただ、事業として計画されているのであれば事業の有効性を図る指標の設定は必要だと考えられる。単独での指標設定が困難であっても BI ツールの有効性を図るために、BI ツールと『電話自動催告システムの導入』又は『預貯金等照会システムの導入』の指標と複合した指標目標の設定を検討されたい。例えば、No8『電話自動催告システム』の指標は送信件数となっている。BI ツールを利用して対象者の年齢や所得の状況などのデータを活用し、担税力のある滞納者への積極的な催告の実施につながるよう収納率や収納額等を指標の 1 つとして検討されたい。

また『預貯金等照会システム』については、指標が差押の執行件数となっている。BI ツールを活用し、より効率的な滞納整理業務が実現できるよう差押の執行件数に加えて差押金額等も指標の 1 つとして検討されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

BI ツールにつきましては、保有する税情報やその他情報を用いて滞納者を分類、整理し、その結果を滞納整理業務に活用することを目的としています。その対象は、ご指摘をいただいております、『電話自動催告システム』又は『預貯金等照会システム』による対象者の抽出をはじめ、その他の滞納整理業務各般に活用し、広範囲にわたるものとなっております。

そのため、『電話自動催告システム』又は『預貯金等照会システム』との複合的な指標を個別に設定することが困難であると考えられますこと、また、BI ツールの活用自体が、市税の未納額の縮減でありますことから、大津市行政改革プラン 2025 に定めております収納率（現年分：99.20%、滞納分 20.03%）の達成を複合的な指標として設定しました。

（収納課）

⑭　IC カードによる出退勤管理（出退勤管理システム）【指摘事項】（本報告書 158 頁）

大津市では令和 3 年 10 月 1 日付けで職員証を更新して IC カード化を行い令和 4 年より出退勤管理システムを導入している。タイムレコーダーによる出退勤管理を導入することにより、労働時間の状況把握を適正に行うことを目的としている。

大津市が作成した出退勤システムのマニュアルでは退勤時刻(IC 打刻)と時間外勤務の申請時刻とに大きく差異がある場合（概ね 30 分以上）は、摘要欄に差異の理由を記載することとなっているが、その運用が徹底されているかの確認は実施されていない。また、時間外勤務の申請時間と IC カードリーダーの打刻時間に乖離がある場合、必要に応じて本人に聴取を行うなど、理由の妥当性を確認するよう所属長に通知されているものの、その確認が行われていることの確認も実施されていない。

労働時間の状況把握を適正に行うには時間外申請と退勤時刻に差異がある場合は差異内容の確認を行い、内容に応じて必要な措置を講じる必要がある。タイムレコーダーによる労働時間の管理方法について改善の余地があるため検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

出退勤管理システムを活用した適正な労働時間状況の把握について、時間外勤務申請とＩＣ

カードリーダーによる打刻時間に大きな差異がある場合には、その理由を記載することを徹底し、必要に応じて所属長が本人に確認することを周知するとともに、30 分以上の乖離がある場合は、摘要欄への理由記載を必須とする等、システム改修について調整中です。

（人事課）